

郵便はがき



東京都千代田区霞が関〇〇-〇〇-〇 (事業所所在地) ←印刷

〇〇〇〇〇〇〇〇 (事業所名) ←印刷

事業主の皆様へ

厚生労働省からの
雇用保険のお手続き
に関するお知らせです

厚生労働省 職業安定局 雇用保険課 適用係 03-5253-1111(代) 内線 5760

- 雇用保険の加入手続きをしていただいている**従業員数（平成21年10月30日現在）**をお知らせします。

平成21年10月30日現在の雇用保険データ		
事業所名：	○○○○○○○○○○○○○○	←印刷
適用事業所番号：	○○○○-○○○○○○-○	←印刷
被保険者数：	○○	←印刷

注：雇用保険データには、一部外字データを使用しているため、本状の事業所名が正確に印字されない場合がございます（事業所名の文字の一部が??となる等）が、データ自体は適切に管理されておりますので御了承ください。

- 労働者を雇用した場合には、その都度、公共職業安定所（ハローワーク）に、当該労働者の雇用保険の加入手続きを行っていただく必要があります（※）。

（※）労働基準監督署に行ってください労働保険の保険料の申告・納付とは別の手続です。

- 上記の従業員数が**実際の従業員数と違う場合には**、加入手続漏れの可能性がありますので、管轄の**公共職業安定所（ハローワーク）**へ御連絡・御相談下さい。

- 廃業した場合には、公共職業安定所（ハローワーク）に、当該適用事業所の廃止の手続きを行っていただく必要があります（※）。

（※）税務署に行ってください廃業届とは別の手続です。

- **廃業したにもかかわらず本状が送付された場合や、本状が複数送付された場合、または所在地と異なるところに送付された場合には**、適用事業所の廃止・変更の手続漏れの可能性がありますので、管轄の**公共職業安定所（ハローワーク）**へ必ず御連絡下さい。

事業主印	代理人印	
		* 本状の事業主印欄に公共職業安定所への登録印を押印して公共職業安定所（ハローワーク）にお持ちいただければ、いつでも、事業所の雇用保険データを確認していただくことができます（本状の有効期限は平成22年3月31日です。）。 * 代理人（社会保険労務士等）が確認を行う場合には、代理人印欄に代理人印を押印してください（事業主印、代理人印が押印された本状を代理人が持参することをもって、事業所データの確認に係る委任関係があるものとみなします。）。

印刷→X

XXXXXXXXXXXX-XXX

雇用保険の適正な届出をお願いします

- 本状は、全ての事業主の方に送付しています。適正な届出を行っていただいているか、念のため、御確認ください。
- 事業主の方は、新たに労働者を雇い入れるつど、その翌月 10 日までに、公共職業安定所（ハローワーク）に、当該労働者に係る雇用保険被保険者資格取得届を提出しなければならないこととされています。
- 公共職業安定所（ハローワーク）においては、事業主の方からの届出によって、当該労働者が被保険者となったことの確認を行います。労働者は、この確認を受けることにより、雇用保険に加入することとなります。
- 公共職業安定所（ハローワーク）は、労働者が被保険者となったことの確認を行った場合には、その方の雇用保険被保険者証、資格取得等確認通知書（被保険者用）及び資格取得等確認通知書（事業主用）を交付することとなっています。
- 事業主の方は、労働者の方に、公共職業安定所（ハローワーク）から交付された雇用保険被保険者証、資格取得等確認通知書（被保険者用）を確実に手渡していただくようお願いします。
- また、事業主の方は、雇用している労働者の資格取得等確認通知書（事業主用）を持っているかどうかを確認することにより、適正な届出が行われているかを確認することができます。
- なお、雇用保険被保険者資格の確認については、一定の場合には、遡って行うことも可能です。その場合には、被保険者の保護を迅速に図る等の観点から、2 年まで遡ることができることとされています。

御不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局、公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください（裏面参照）。

※ 社会保険労務士、労働保険事務組合に委託されている場合には、本状の内容の確認に当たっては、委託先である社会保険労務士、労働保険事務組合にも御相談ください。

◎ 次に該当する労働者は、事業所規模に関わりなく、原則として、**全て雇用保険の被保険者**となります

※ なお、いわゆる正社員の方やフルタイム勤務の方については、「6ヶ月の雇用見込み」とは関わりなく、原則として、雇入れ当初から被保険者となります。

① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

② 6か月以上の雇用見込みがあること

○ 「6か月以上の雇用見込み」とは？

必ずしも6か月以上の雇用契約が必要なわけではありません。

例えば、6か月未満（2か月、3か月など）の期間を定めて雇用される場合であっても、次のような場合には、この要件に該当します。

- ・ 雇用契約において**更新規定が設けられている**とき
- ・ 雇入れの目的、その事業所の同様の雇用契約に基づき雇用される者の過去の就労実績等からみて、契約を6か月以上にわたって**反復更新することが見込まれる**とき

また、当初の雇入れ時において6か月以上の雇用見込みがない場合であっても、雇入れから6か月を経過した場合には、原則として、6か月経過時点から適用されることとなります（その後の6か月間に離職することが確実である場合は除きます。）。

～雇用保険手続はオンライン申請が便利です～

オンライン申請とは

オンライン申請とは、通常、各行政機関の窓口までお越し頂き、紙の申請書等により行っていた各種の申請・届出をお手元のパソコンからインターネット経由で電子的に行うものです。

※ オンライン申請の流れについてはこちらをご覧ください。

<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/way.html>

オンライン申請を行うことができる雇用保険関係手続

- ・ 雇用保険被保険者資格取得届
- ・ 雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付を伴わないもの）
- ・ 高年齢雇用継続基本給付金の申請 など

※ これらの手続には、**電子署名用証明書が必要**であり、その取得に際しては若干の費用がかかります。電子署名用証明書の入手などについては、こちらをご覧ください。

<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/prepare/certificate.html>

電子署名用証明書を発行している認証局の連絡先などは、こちらをご覧ください。

<http://www.gpki.go.jp/cas/ee.html>

オンライン申請のメリット

- ・ 行政機関の開庁時間を気にすることなく、お手元のパソコンなどから24時間、365日いつでも手続を行うことができます。
- ・ 申請書を取り寄せる必要がありません。
- ・ チェック機能があるため、事前に記入誤り等を防止できます。 など

オンライン申請で講じているセキュリティ対策

- ・ データを暗号化することにより、通信内容の安全を確保しています。
- ・ 電子署名用証明書により、改ざんやなりすましを防止しています。

詳しくは、e-Gov 電子申請システムのページをご覧ください。

<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/smenu.html>

※ 雇用保険被保険者資格取得届等の申請の操作を体験することができます！

電子申請体験システムの利用方法はこちらをご覧ください。

<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/taikenprepare/specification.html>

お問い合わせ先

○ 公共職業安定所（ハローワーク）

管轄公共職業安定所	電話番号
ハローワーク XXXXXXXXXX ←印刷	000-000-0000 ←印刷

※ 適用事業所の被保険者データに関するお問い合わせは、事業所を管轄する上記の公共職業安定所（ハローワーク）にお願いします。

なお、個人情報に係る御照会につきましては、お電話ではお答えできませんので御了承ください。

○ 都道府県労働局

労働局（職業安定部）	電話番号	労働局（職業安定部）	電話番号
北海道労働局	011-738-1016	滋賀労働局	077-526-8609
青森労働局	017-721-2000	京都労働局	075-241-3268
岩手労働局	019-604-3004	大阪労働局	06-4790-6320
宮城労働局	022-299-8061	兵庫労働局	078-367-0803
秋田労働局	018-883-0007	奈良労働局	0742-32-0208
山形労働局	023-626-6109	和歌山労働局	073-488-1160
福島労働局	024-528-0254	鳥取労働局	0857-29-1707
茨城労働局	029-224-6218	島根労働局	0852-20-7015
栃木労働局	028-610-3555	岡山労働局	086-801-5104
群馬労働局	027-210-5007	広島労働局	082-502-7831
埼玉労働局	048-600-6208	山口労働局	083-995-0382
千葉労働局	043-202-5122	徳島労働局	088-611-5383
東京労働局	03-3512-1670	香川労働局	087-811-8922
神奈川労働局	045-650-2811	愛媛労働局	089-943-5221
新潟労働局	025-234-5926	高知労働局	088-885-6051
富山労働局	076-432-2782	福岡労働局	092-434-9803
石川労働局	076-265-4427	佐賀労働局	0952-32-7216
福井労働局	0776-26-8609	長崎労働局	095-801-0040
山梨労働局	055-225-2857	熊本労働局	096-211-1703
長野労働局	026-226-0865	大分労働局	097-535-2090
岐阜労働局	058-263-5519	宮崎労働局	0985-38-8823
静岡労働局	054-271-9965	鹿児島労働局	099-219-8711
愛知労働局	052-219-5506	沖縄労働局	098-868-1655
三重労働局	059-226-2305		



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 都道府県労働局 公共職業安定所（ハローワーク）